

## じゅうろくプラザ(岐阜市文化産業交流センター) 利用規約

1. 使用者（主催者・責任者を含む、以下同じ）は、承認を受けた目的以外の使用、または使用の権限を他に譲渡、もしくは転貸することはできません。
2. 会館の施設及び設備並びに持込物品は、管理に十分注意して使用してください。もし、事故、破損、または紛失したときは、損害を補償していただきます。
3. 使用承認を受けた施設・設備以外を使用したり、または設備を他に移動したりすることはできません。
4. 承認を受けないで会館内または敷地内において、物品等を販売または商品の宣伝、金品の寄付、募集等の行為を行うことはできません。承認を得た場合も、指定された施設内で行ってください。その場合は、施設の利用料金が2倍となります。
5. 定められた施設の収容人数を超えて使用することはできません。避難をさまたげるようなかたちで通路に物を置く等はしないでください。
6. 他人に危害を加えたり、または公の秩序、善良な風俗を害する恐れがあると認められるものを入場させることはできません。
7. 催事等を行う時は使用者にて、火災、盗難その他の事故が発生しないよう十分注意し、その防止措置を講じてください。また、使用者は使用前に避難経路、避難設備を確認してください。
8. 会館内での喫煙はお断りいたします。
9. 許可を得た場合を除き共用部・ホール・研修室・スタジオでのお食事はお断りいたします。（会議室・楽屋・控室は食事可能です）
10. お申し込みいただく使用時間には、準備・後片づけの時間を含めた時間をお願いいたします。
11. 催事に使用する消耗品は、使用者でご用意ください。（当館でご用意させていただくことが可能なものもございます。事前にご相談ください。その場合、別途費用が発生いたします）
12. 会議室・研修室での使用機器の操作に関しましては、使用者にて行っていただきます。
13. ホールでのスモークマシンの利用等で煙を出す場合、または火気をご利用になる場合は、使用者から事前に関係省庁に届出を行い、承認を得ていただきますようお願いいたします。
14. 照明、音響、舞台技術等の施工に伴って発生した紛議、苦情、損害に関しましては、使用者は一切の異議を申し立てないこととさせていただきます。
15. 暴力団関係者は、申請者または利用者になることができません。（判明した場合には、申込を無効とさせていただきます。また、当館はそれにとまなう一切の責任と損害賠償を負わないものとさせていただきます。）
16. 催事において、使用者の責に帰すべき物損あるいは人身事故が発生した場合、使用者が一切の責任と損害賠償を負うこととさせていただきます。

17. 使用者は、条例、規則、その他関係法令の規定および当館職員の指示に従っていただきます。これに違反した時は、申込の取り消しあるいは利用を中止させていただく場合がございます。その際に発生した一切の責任と損害賠償は、使用者が負うこととさせていただきます。
  18. 使用者が持ち込まれたゴミ類はお持ち帰りください。なお、当館で手配させていただきました飲食物に関わるゴミ類は、当館で処理を行うことも可能でございます。受付までゴミをお持ちください。
  19. 扉・壁・ガラス面へのポスター・案内表示等の張り紙はご遠慮ください。
  20. 会場受付や案内等は、使用者で係員を配置してください。
  21. ホール使用におきまして、観客が席から離れ、ステージに駆け寄る恐れのある催事の場合は、そのような行為をさせないように指導・警備を行ってください。
  22. 研修室使用終了後は、器材・机や椅子などを元の状態に整理し、鍵を受付へお返しください。
- 23.
- 以下の事項は禁止されております。使用者および入場者は厳守してください。
- (1)承認を受けずに寄付金を募集、物品の販売または飲食物の販売・提供を行うこと。
  - (2)騒音を発するなど他人の迷惑となる行為をすること。
  - (3)火災、爆発、その他危険を生じる恐れのある行為をすること。
  - (4)建物その他工作物および物品を汚損し、または毀損する恐れのある行為をすること。
  - (5)承認を受けずに広告類を掲示し、またはまき散らす行為をすること。
  - (6)承認を受けずに他の室を使用もしくは入室すること。
  - (7)所定の場所以外において飲食すること。
  - (8)その他管理上必要な指示に反する行為をすること。